【宮崎県】 端末整備·更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1321	1337	1350	1363	1376
② 予備機を含む 整備上限台数	1519	1537	15	15	15
③ 整備台数 (予備機除く)	0	1337	13	13	13
<ul><li>④ ③のうち</li><li>基金事業によるもの</li></ul>	0	1337	13	13	13
⑤ 累積更新率	0	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	200	2	2	2
<ul><li>⑦ ⑥のうち</li><li>基金事業によるもの</li></ul>	0	200	2	2	2
⑧ 予備機整備率	0	15%	15%	15%	15%

## 確認事項

- ・ ①の児童生徒数は、県立中学校(2校)、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部の児童生徒数の合計とする。また、特別支援学校においては、児童生徒数の増加傾向が見込まれるため、令和5年度から令和6年度の約 1.564%の増加傾向を維持すると考えて、令和7年度以降の児童生徒数を推定している。
- ・ 特別支援学校の増加傾向が見込まれるため、増加分については、令和7年度以降毎年予算 計上が必要となることに留意する。
- ・ 予備機については、国の補助金上限の15%を最大で活用するものとする。

## (端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度に県立中学校 2 校に369台 (Windows)、中等教育学校前期課程 I 22台 (windows)、特別支援学校小学部・中学部 (iPad) に844台、合計 I,335台整備している。今回のGIGA スクール構想第2期における端末整備・更新では、令和 7 年度の児童生徒数に予備機 I

5%を加えた1,537台(OS 未定)を令和7年度に更新する予定である。さらに、現時点で特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にあるため、増加分については、令和8年度から令和10年度において15台を新規でリース予定である。なお、予想より児童生徒数の増加が少ない場合等は、予備機で対応することも考えられる。

## (更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- 対象台数:1,335台
- 〇 処分方法
  - リース事業者による引き取り:1,017台
  - ・ 各学校によるリユース:318台

基本的なデータ消去を行った上で、「校長・教頭等の管理職用の端末」「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の業務用端末としての活用」「オンラインでの授業配信の際の補助端末」「養護教諭や栄養教諭、学校事務職員等の職員用端末」等として、各学校の実態に応じて使用することを計画しており、このことについては、今後、各学校に文書等で通知する予定である。

- 〇 端末のデータの消去方法
  - リース1,017台分については、リース事業者が行う。
  - ・ リユース分の318台については、各学校の職員が行う。その後、使用できなくなるまで学校にて保管し、その台数がある程度まとまった時点で、データの消去も含め、小型家電リサイクル法の認定事業者に再資源化を委託することを計画している。
- スケジュール(予定)
  - ・リース事業者による引き取り分について 令和8年4月 新規購入端末の使用開始 令和8年5月 使用済端末の事業者への引き渡し
  - ・各学校によるリユース(買取り)分について 令和8年5月 職員によるデータ消去